

ばかり思つておつたのでありますが、中田氏の語、あるいはその後思ひ出したところによると、それはまだ政府の方に引渡し済んだものではないのでありまして、私も代金をいたさないものでありますから、これはまづたく協会の所有のもので、これを引受けまして、それから石福へ参りまして——これは金の地金と申しますか、素地金であつたということをおとすか、素田氏から聞いたのでありまして、金塊というか、金あるいは銀等いろいろのものが一緒に溶け合つたものを、インゴットにしたものだそうでありまして、これを預かりまして、そうしてその馬力が私の自宅に運んだのであります。そのときに、私も馬力の話聞いてわかつたのでありますが、渡すときに、その数量個数等はつきり認めまして、馬力が非常にかたい馬力でありまして、万が一のことがあつてはいかぬということで馬力の方から進んで求めて、そうした教書、個数等を明確にした書類を私からとりまして、私も受取つたものをそのまま書きまして、馬力に渡した。これによつて私のうちへ運び、私のところでその書類と対照して品物を確認して預かつたのであります。それが前回申し上げましたように、終戦後アメリカ軍の進駐して来るちよつと前のことでありまして、日取りが私まではつきりしない点があるものであります。預かりましてから幾日ぐらいたつたか、なおよく調べればわかつて来ると思うのであります。若干の時日がたちましたときに、大蔵省の方から連絡があつた。これは大蔵省の方にお尋ねになればおわかりになると思ひますが、大蔵省の方に對し、

進駐軍からおそらく大蔵省関係の外郭団体の所有の貴金屬類についての照会があつたと思ひのであります。その照会に對して、私どもの協会から、どこに何が幾らあるという書類を出したと思ひのであります。大蔵省の方から埼玉県の北埼玉郡共和村の青木というところにこれだけのものがあるという書類が、進駐軍の方に提出されまして、そうしてそれによつて進駐軍が私のうちへ参りまして、私が案内いたしました。私の前回申し上げました預かり書——これは櫻井さんに渡したのではなくて、なるほど言われてみると協会の側——私は協会のものを預かつたのであります。その書類によつて對照して協会に持ち帰り、そうして協会におきましては、アメリカの兵隊が幾日かこれを保管して、それから日本銀行に持ち去つたのであります。そのときにも私の方から、預かりました戦時物資活用協会が所有しておりました品物を進駐軍に引渡ししましたときの書類は、中田氏にいろいろ尋ねましたとき書類が出ておるのであります。これによりまして、そのものは進駐軍側に引渡され、戦時物資活用協会から日本銀行側に持ち去られたのだということが、明らかになつておるのであります。

以上が前回申し上げました点に關連いたしました。記憶違いの点を私訂正いたしましたと思つた点であります。前回申し上げまして、記憶違いの点をここで訂正させていただきます。何分大分前のことでありましたので、お許しをいただきましたと思ひのであります。私はそのときも申し上げましたが、いづれ行政監察委員会等で調べがあると思ひますので、そのときにお詳しい点は申し上げてみたいと思ひのであります。私自身もいたしましては、どうも選挙を前にしてこうしたいという説が出るということに對しては、非常に不可解に存じ、そこで非常に冷靜も欠いておつたと思ひのであります。しかしながら私個人としてはまづたく俯仰天地に恥じず——極端な言葉でそういうことを言うとはなはだ失礼になります。でき得るならばそれは國家のあらゆる機関を動員いたしました。私から白金なりあるいはダイヤなりをもらひあるいは買つた者があるならば、どうぞどこまでも調べて申し出てもらひたいのであります。さらにまた私のうちならうちを全部焼いて、灰にして調べてもらひたい。あるいは土を全部掘り返して調べてもらひたい、こう言ひたいのであります。

なお重ねてつけ足らぬ点を申し上げますが、私が預かりました箱及び金庫につきましては、内容は私知りませんので、そのときに何が入つておつたかということ、はつきり申し上げかねるわけでありまして、中田氏の話によりますれば、お前のところに預けたものには、おそらくダイヤは入つていなかったらう、大體金の地金、これはいろいろなものもつけ集まつたものであります。それが、それと白金であつて、ダイヤは入つていなかったはずだ。どうして入つてなかつたかと私反問いたしましたところが、ダイヤは中田氏の保管しておりました金庫の中にあつて、まだ未整理のために当時鑑定人を呼んで毎日鑑定しておつた、従つて鑑定の際途中で疎開するということではできなかつたので、ダイヤの方は疎開せずに中田氏の保管しておつた金庫の中にあつたはずだ、従つてお前のところへ行つたのは金と白金であつた、かように申しております。私はその点内容は調べて持つて帰つたのはありません。私としては、私としては何ともしつきりいたさないものであります。中田氏の話によりますと、さうになつておきます。

以上が、私本日特にお許しを得て訂正したい点であります。いづれ行政監察委員会でお調べがあらば、あらば、もつと詳しく申し上げたいと思ひのであります。あまり長く時間をちようだしても恐縮であります。本法案と關係のないことをあまりくたくしく申し上げるのも恐縮であります。以上申し上げるを申し上げておきます。なお御質問があらば、お答えをいたしたいと思ひます。

○中野(四)委員 国会議員として青木君から、まことに驚くべき発言を求められたものと思ひのであります。いやしくも國家の最高權威としての国会、しかも國民代表としてその席に列しておられる青木君が、國會を尊重し、みづからの權威を保つために、委員会等の発言は、正確を期するのが當然であり、權威を持つのが當然であります。しかしながら何分古いことであるから、記憶違い等のことは承いたしました。何いいますと、先日証言した部分にその趣をかえておられますことが一点。

第二点は、今回提案されましたところの接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律案のその目的、すなわち返還その他に關するところの所有權に重大なる關係を持つダイヤモンド、あるいは貴金屬の所有權の問題であります。重大な発言だと思ひのであります。しかしながら、私らが今日ここに参考人を求めて調査審議をしておりますことは、必ずしもこのダイヤの行方とは、あるいはその先のことを追究するのではないのであります。当時大蔵省が提案理由の説明の中に入りました。大蔵省がはたして接收當時に關係があるかないかということが重点であるのであります。先日青木君の御証言によりますと、大上その見當はつておられますが、今日の御発言に對しては、私は國會の權威の上から納得することが断じてできないのであります。しかしながらこれは後日別の機会に論ずる必要があると思ひます。この機会に青木君には二、三の点について伺つておきたいと思ひのであります。

ただいまの訂正の中に、大蔵省の方から、青木君のうちにダイヤモンドあるいは金銀があるからとつて来いと言つて、進駐軍の者に指令を渡したように聞いておられますが、大蔵省のだからその指令を渡しましたか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○青木正君 大蔵省の内部のことです。私には大蔵省から進駐軍に指令を出したというふうには存じませんが、ありません。またさう申し上げたつもりはありません。私の申し上げましたのは、これはおそらく進駐軍から大蔵省の方に照会があつたと思ひのであります。その照会によりまして、大蔵省から私の方に連絡があつて、私の方で協

会所有のものは、こういうものはここに
にある、こういうものはここにありと
いうことを大蔵省の方にお届けをし
て、それから大蔵省の方から進駐軍の
方に届けたものと存じております。

○中野(四)委員 すると接收前の物件
を大蔵省に報告したのは、大蔵省のど
こに報告をいたしましたか。

○青木正君 物件の報告につきましては
は、私どもの戦時物資活用協会が大蔵
省、軍需省、それから内務省の三省共
同の外部団体となつておりましたの
で、金につきましては大蔵省、それか
らおそらくダイヤ関係につきましては
軍需省の方に、報告しておつたと思
うのであります。大蔵省の方は、当時
の外資局が金の方の関係にありまし
たので、外資局にそした書類は、要求
があることに報告をいたしておつた、
こういうことになつております。

○中野(四)委員 軍需省はどこに届け
をいたしましたか。

○青木正君 軍需省の方は、私の方は
ダイヤ関係は実は軍需省直接ではない
のであります、すべて交易営団の下
請になつておりましたので、直接の折
衝は交易営団がやつておつたように記
憶しております。私の方はすべて交易
営団に集まりましたものを届けます
し、報告も交易営団にする、こういう
ふうによつておつたのであります。

○中野(四)委員 青木さんのお話はこ
の程度にいたしまして、本日おいでを
願いました参考人の久保さんと櫻井さ
んに伺いたいと思つております。

先日のこの大蔵委員会においての青
木君の発言と、本日の訂正が根本的に
食い違つておられますので、久保さん
や櫻井さんに伺う点について、省略を

しなればならぬ点と、間違つており
ます点が、こちらにおいてあるかも
しれません、一応本日参考人として
御苦労を願つたのでありますから、
われわれの意思を了とされてお答え願
いたいと思つております。

終戦直後から占領中になつてしま
して、米軍によつて接收されておしま
した金、白金、銀、ダイヤモンドなど
平和条約の発効と同時に接收を解除さ
れましたので、従つて政府において
は、これを元の持主である——言いか
えませすれば、戦争中勝ち抜いたと強
制買上げをされ、あるいは供出をした
人々に、返還その他の処置をせんとす
るために、新しい接收費金庫等の数量
等の報告に関する法律案を、政府側か
ら提案して来たわけであり、提案
理由の説明を説きましますと、何分接收
当時においては政府は一切この接收に
対して関与していなかつたというので
あります。従つてその物品の入手経路とか、
あるいは元の持主というものが一切わ
からない。従つて接收された人々の住
所、姓名あるいは品質、種類等を報告
させるために、今度の法律案が提案さ
れたのであります。われわれがこれを
審議するにあたりまして一番かんじん
な問題は、接收当時において大蔵省が
はたしてこれにタッチをしておつた
か、いなかつたかという点に重点が置
かれておるのであります。先日青木君
の証言によりましますれば、久保外資局長
から依頼を受けて自分の自宅に疎開を
したと、非常に悲壯な言辭を含めて
るとして述べられたのは、幸い当日N
HKの録音に全部が載せられておりま
すので、必ずしも今青木君の訂正され
たように、興奮の余り、環境の結果によ

つて間違つたなどというような性格の
ものとは違つたのであります。しかしな
がらここではそれを議論するところ
はありせんから……。

本日久保参考人に伺いたい点が約十
二、三点にわたつてあるのであります
が、第一番に、久保さんは外資局長を
いつごろまでおやりになつていらつし
やいまして、その所管の役割はどうい
うような役割を担当しておられました
か、伺いたいのであります。

○佐藤委員 元大蔵省外資局長久保
文蔵君。

○久保参考人 ただいまの中野さんの
御質問に對しましてお答えいたしま
す。私が外資局長に任ぜられましたの
は、正確には記憶いたしません、た
しか昭和十八年の九月か十月ごろだつ
たと記憶いたします。外資局長をやめ
ましたのは、昭和二十年の十月ござ
いまして、外資局長から金融局長に任
ぜられたわけでございます。その間に
おきまして、外資局といつた所
管をいたしましたものは、今日の大蔵
省の官制で行きますと、大蔵省理財
局、大蔵省管財局、それから今はござ
いせんが、為替局、この三つが大体
一つになりまして、外資局といつた
に編成がえされまして、私とその局長
に任ぜられたわけであり、私とこれ
よりしゅうございまして。

○中野(四)委員 御承知のように、こ
の金は金貨金特別会計の買上げであつ
て、大蔵省所管であつたと思つて
が、久保さんが外資局長当時におい
う方面に關係されたことがあるかど
うか、またあるとすれば、日銀に当時
どのくらい在庫高があつたかを伺
いたいと思つておりますが……。

○久保参考人 お答えいたします。金
貨金特別会計は外資局の所管でござ
いました。金貨金特別会計の運用につ
きましては、当時の普通の状態におき
ましては——あるいは現在もさうかと
想像いたしますけれども、金山から出
て参ります、つまり山から出ます
金を造幣局で分析し、定型と申しま
すか、いわゆる金塊型に鑄ました刻印
のもの、それが日銀の金庫に入るわ
けでございます。そういうような
金という現物には一切タッチはいた
しません、さういふ経路を経て、オ
イマテイクといふ、自動的
に日銀の金庫に収納されて参ります
を、結果的に数量を調べまして、金
特別会計の資金がその山元の方へ流
れて行く、かように帳簿を通じて監督
をいたしておつたわけでございます。
なお日本銀行に、その当時政府保有
金として何ほどの金があつたかとい
う点でございますが、これは正確には記
憶いたしておりません。日々金が減つ
て行くというので、相当憂うべき状態
にあつたといふことは申し上げてもよ
いかと思つてございまして。

○中野(四)委員 当時の資料を要求す
れば、久保さんの御関係において出
ましようか、どうぞしりょうか。金の在庫
高について……。

○久保参考人 お答えいたします。私
個人は役所をやめると同時に、さ
うな書類を持つて行つてはおりませ
んで、今日大蔵省にさうな書類が残
つておるといふことは、正確にお
かるといふと思つております。

○中野(四)委員 理財局長に伺いま
す、その資料は現在ありますか。

○石田政府委員 その当時の記録はご
ざいます。

○中野(四)委員 さらに久保さんに伺
います、ダイヤモンドや白金の買上
げは、たしか昭和十九年七月二十一日
の軍需次官通牒に基くものであつて、
買上げは一切交易営団で行つておつた
と思つては、久保さんは外資局長
として交易営団とどういふ關係を持
つておられたか、どういふような交渉
を持つておいでになつたかを伺いた
いと思つております。

○久保参考人 お答えいたします。ダ
イヤモンド、白金につきましては、中
野さんのお話の通り軍需省の所管で
ございまして、大蔵省といつたしま
して、外資局長といつたしましても、
これにタッチをいたしておりません。
また大蔵省といつたしましてタッチを
する必要ありやいなやといふ点につ
きましても、ダイヤ、白金は、工具—工
作機械といふ、さういふような
工業生産的な面から、軍需省がタッチ
されたわけでございます、大蔵省と
いたしましては、大蔵省の本来の使命
からいたしまして、ダイヤ、白金とい
うものには直接の關係はございませ
んで、関与をいたしてはおらなかつ
たわけでありまして。

○中野(四)委員 交易営団との關係は
いかがでしようか。交易営団と關係が
あつたかどうかを伺つておるのであり
ます。

○久保参考人 交易営団とは直接間接
關係はなかつたと記憶いたします。

○中野(四)委員 さらに伺います
が、戦時物資活用協会と外資局は、ど
ういふ關係を持つておりましたでし
うか。

○久保参考人 戦時物資活用協会は、

第一類第六号 大蔵委員会議録第九十五号 昭和二十七年六月二十一日

私の記憶では軍需省と商工省、それから大蔵省、三大臣の監督のもとに、あるいは認可と申しますか、そのもとにできました団体であったのではないかと申し上げます。私が外資局長に就任する以前から存在しておつたものだと思つておられます。従いまして大蔵省といひますか、外資局との関係におきましては、金もしくは銀を回収する場合には、これを利用いたしました記憶いたしておられます。

○中野(四)委員 ここてたいへん困つた問題が起るのです。先ほど青木君が訂正されたいわゆる所管の問題なんです。おそらく後日大蔵省においても、これは大問題にならうと思つておられます。少くとも交易協団で買ひ上げた当時の金、白金、ダイヤモンドの数量がわからないのであります。そしてその予算あるいは決算等も一切不明なのであります。交易協団の予算、決算書類は一切焼失してしまつたために、不明だということを言うておるのであります。今後この日本銀行の地下室にありまるところのダイヤモンド、金、銀、白金等の返還にあたりましては、その元の接收前の所有者について、非常な国家的な問題が起つて来ようと思つておられます。特に重大な問題は、交易協団と政府との関係であります。非常なこれはデリケートな問題が起るおそれがあるのであります。ただこの委員会はそこまで追究すべきものではないので、深くは掘り下げませんけれども、相当に憂慮にたえない事態が、先ほどの青木君の証言によつて生ずる可能性が生れて来たわけなのであります。

そこで私はさらに久保さんに伺つて

行きたいのですが、先日の委員会におきまして、青木正君は、戦時物資活用協会の業務部長当時、すなわち終戦の前後と申しておられますから、日にちは後ほど青木君からつまびらかにされることと思つておられます。十七、八日のころだろうと思つておられます。進駐軍が上陸をするので、貴重品が非常な危険にさらされるおそれありとして、大蔵省の久保外資局長に依頼を受けて、埼玉県北埼玉郡共和村の自宅に運んだというのを言うておられます。当日の証言によりますれば、厳として預かり証をば櫻井事務官に預けたと言つておられます。当時所管局長として久保さん、こういふような事実がタツチをされたことがあります。あるいはそのようなことを報告等においてお聞きになつたことがあるかどうか、この点を明確に伺いたいと思つておられます。

○久保参考人 終戦前後と申しますか、八月十七、十八日ごろというお話でございますが、私といたしましては、青木さんをお呼びいたしました。さういふ具体的な問題につきましては、話合ひをしたという記憶を、正確には持つておりません。

○中野(四)委員 さらに伺います。が、それでは当時日本銀行の地下室におつた金、銀等につきまして、外資局長の命令があればこれを移動させることができたのでありましようか、いかがでしよう。

ていたたきましたのであります。ダイヤモンドと白金につきましては、全然関与をいたしておりませんので、その点ははつきりとひとつ御認識おき願いたいと思つておられます。

なにおまた外資局で監督上所管をいたしておりました金、銀の回収でございますが、これにつきましては、外資局長といたしましては、外資局長といたしましては、はたまた大蔵省といたしましては、現物に手を触れるということは一切ございません。ただ終戦後のごたごたに際しましては、私は外資局長といたしましては、おそらく金や銀が全国で相当集まつておられるじやないか、それが津々浦々が戦災で焼け、鉄道その他の交通が遮断されて、そして終戦を迎えましたわけで、概括的な監督者といたしましては、まことに憂慮にたえないかつたという記憶は正確に持つておられます。ただ全体的にそれを考えたわけ

でございます。戦時物資活用協会が、あるいは東京の一部分で集められたものかどうか、さういふ場所につきまして一つの具体的なことまで指令をするという具体的な、精神的な余裕も、またさういふ大きな仕事では実はございません。もつと大きな問題がいろいろ山積いたしておるわけでございます。さういふことをいたした記憶は持つておりません。なにおまた日本銀行に對しまして、一つなり二つなりの箱を指定いたしました。これを預かつてくれとか、これを出してくれとか、さういふことを依頼した記憶は全然私にございません。また日本銀行に對しまして、外資局長といたしましては、さういふ非常識なことは、お願いできる筋合ひではないというところは、常識上御判

断願したいと思つておられます。

○中野(四)委員 私の伺いました、すなわち外資局長の命令権限の範囲で、日本銀行の地下室にある金、銀、白金等——白金は別といたしまして、移動させることが得るのですか、どうですか、これを伺いたい。

○久保参考人 さういふ必要は認めません。移動を命ずるような必要は認めなかつたと思つておられます。従いましてお願いをしたことはございません。

○中野(四)委員 それではいま一点伺います。先ほど青木君から話がありまして、その前にも青木君は、一旦預けてから二週間ほどしてから大蔵省から呼出しがあつて、米軍のハーゲマン中尉と一緒にジープに乗つて自分の家のダイヤモンド、金、銀を渡したと言つておられます。その際大蔵省の方で、この接收をするというときに青木君の方へこれを返してやつてくれと、あなたの方でおつしやつたことがあるのですか、いかがですか。

○久保参考人 私はさういふ事実につきましては、全然関与いたしていませんと思つておられます。

○中野(四)委員 この際櫻井さんに伺いたいと思つておられますが、あなたは、青木君の証にようになります。またたくあなたが当時の担当官、特に担当された人の上に伺つておられます。従つて先ほど来久保参考人に伺つておられます。さういふ、まず第一に日本銀行の地下室に当時ありましたところの金、銀、ダイヤモンド等をば青木君の自宅へ疎開を依頼したことがありましようか、いかがでしようか。

文章の書き方が悪かつたかもしれませ
んが、意図しておりましたところは、接
収自体には関与しておらなかつた。接
収自体をみずからやりますならば、
この接收に關連するすべての事項につ
いて、相当詳細なものを持つておらな
ければならぬということになるわけ
でございます。ところが接收にみずから
當つたのございませんで、従つて資
料というものについて万全を期しがた
い、それからまた明確に断定しがた
い、それがわれ／＼の事情でございま
す。それならば何も知らないかとい
う問題に相なりますと、これは別問題で
ございませう。今お話がございませ
うとせば中央物資活用協会の問題につ
きましては、これは先ほど来もお話があ
りましたように、接收が行われます
場合は、政府に対してその外郭団
体が持つておられるものの数量
は、一体どのくらいあるのかという質
問が来たと思ひます。その場合に大蔵
省といたしましては、先ほど久保前
外資局長からお話いたしましたよう
なぐあいに、現物にはタツチしてお
せんので、大蔵省といたしましては、
この所管事項でありますところの金
にいたしましたも、あるいは銀にいた
しましたも、所管する範囲内におきま
しても、中央物資活用協会がこれだけ
持つておられますという数字を、その当
時としては信用せざるを得ない。実物
につきましては、一々その数量と実物を
検査しておつたわけではないのでござ
います。それで、そういう外郭団体があ
るの當時において、一体どういふ金及び
銀を持つておつたかというより、資料
を出せということになりますと、大
蔵省として責任をもつて、これだけの

数量が中央物資活用協会において持た
れておるといふことを、確定的に言
うことはできない立場にあるわけであ
ります。従ひまして中央物資活用協会が
これだけ持つておると言つておられま
すという数字を出すよりほか、しかたが
なかつたわけでありませう。取次ぎま
したところのその資料というものは、
その当時の資料というものはわれ／＼
といたしましては、ある部分残つてお
ります。でありますから、大体今のよ
うなお話の問題につきまして、中央物
資活用協会が言うところによりませう
ば、このくらいのものであつたであ
らう、あつたはずであるという数字はあ
る程度あります。しかしそれが間違
のないものかどうかということにつ
きましては、われ／＼として確認す
ることができない。明確にこの通りであ
ると言うことができないといふこと
が、實際問題であろうかと思つたので
あります。今申されました御質問の要
点は、その当時におきまして、その接收
という事実、これに關連しまして、そ
ういふふうな中央物資活用協会が、こ
れだけあるといつたようなその数字な
り、それについての記録がないか—
記録はございませう。私も持つてお
ります。しかしこれによつて、この通り
であると断定することがいいか悪いか
といふことは、相當問題があるのであ
らう。これは今申し上げましたよう
なぐあいに、そういう終戦まぎわにお
きて、終戦前後におきまして出しま
した数字というものは、これは何れ法
律的なあれに基いて出したものではな
いのでありまして、私どもは、その数
字がかりに正しいといつた後には、この法

律案によつて出した数字であるな
らば、これは根據のある数字として、
それからさらに追究いたして行く、こ
ういふふうな相なるのではないかと
思つておられる次第であります。
○中野(四)委員 そうすると、石田局
長のお話は、資料はあるという説なん
です。資料はあるんです。
○石田政府委員 まるつきりないとい
うわけではございませんで、一応の
資料というものはあるわけでありま
す。
○中野(四)委員 資料があるなら初め
から出せばいいのじやないか。そうす
れば、こんなに騒がなくなつて済む。
だからすみやかに委員長は大蔵省に命
じて、その資料を本委員会に提出を
していただきたいと思つたのでありま
す。それからさらにもう一点石田局長に
何つておきますか、かりに—仮定
論です。仮定論を申し上げては悪い
が、現在接收解除を受けた物品の所管
の問題です。もし旧所有者が名乗り出
る場合に、交易官團等が事實上にお
いては政府の許可を得て、自分のうち
の債券を發行するとか、あるいは銀行借
入金等によつて買入れておられるの
です。これは政府がいつ何時でも買
れるという示唆のもとに、一般国民か
ら買ひ上げるといふよりも、むしろ強
制的に供出せしめたものなんです。そ
ういふ性格のものであります。そ
ういふものでも法律上の手続はどう
いう結果になりますかは知りませ
んけれども、一応これは交易官團のもの
として、大蔵省に請求された場合に
おいては、大蔵省はどういふ処置を
とるつもりでありますか。
○石田政府委員 この請求がありまし

た場合に、その請求がありました根拠
等をいろいろ示しまして、そうして請
求があるとすれば、あるはずだと思
います。しかしこの問題の処理という
ものは、先ほど来もお話がありましたよ
うなぐあいに、まだ明確でない点が残
つておつたのであります。その点
はまず明確にしなければならぬかと思
います。それから明確になりました場
合に、交易官團というものは今お話が
ございましたように、普通の私
人が單純にそれを持つておつたとは
違つたわけではあります。そこでそれ
をそのまま—かりにそういう請求の
数字その他につきましては正確である
といつたとしても、ただちにそのま
ま返すのがいいか悪いかという問題に
ついては、相當考えなければならぬ。そ
の問題につきましては、あらためて法
案をつくりまして、国会の議決を経て
から處置するのが適當ではないか、か
ように考へておられる次第でございま
す。
○中野(四)委員 もう一点伺つてお
きたい。そうすると結論的に、大蔵省
はこの接收当時について、直接の関与
しなかつたけれども、間接的に関与を
した。そうしてそれに対するところの
資料は現在大蔵省に幾分かある、こ
ういふ結論に了承してよろしゅうござ
いますか。
○石田政府委員 これは誤解のないよ
うに申し上げておきたいと思つたので
あります。われ／＼が対象とした
ものを全体として一括して持つてお
るのであります。その全体のものにつ
きまして、ある特定の、今問題になつ
ておられますところのものだけの数字
が、ある程度までかりに推定できるに

いたしまして、それによつてほかの
方にもあるいはあるかもしれないの
であります。そういうふうなものがな
ければ全般的には知つておらぬ、こ
ういふことをいわざるを得ないとい
ふことになるのであります。その点が誤
解のものになつたかと私は想像いた
してございませう。ある程度の資料はあ
ります。しかしそれは全般の資料では
ないから、こういう大きな問題を取扱
うにつつきまして、ある一部分だけの資料に
よつて判断するといふことは間違
いではないか、かように考へまし
て、われ／＼といたしましては、政府
としてできるだけの手を盡して報告を
いたしまして、その上で判断を下す
べきものと思へまして、本法案を提出
いたしましたよう次第でございませ
う。
○中野(四)委員 もう一点櫻井さ
んにちよつと忘れましたが、あなたは
青木君のうちに、金銀あるいはダイヤ
モンドというふうなものを陳列されて
おられることを聞いたことがあるので
すか。
○櫻井参事人 終戦後外郭団体の持つ
ておられる金の報告を出してもらいた
いといふことを、中央物資活用協会に依頼
しまして、中央物資活用協会のこと
と、ここここにあるという報告を見ま
して、初めて知つたわけでありませ
う。
○中野(四)委員 すなわちその品物が
青木さんのうちにあるということを知
つたわけでありませうか。
○櫻井参事人 その書類の報告を見た
といふだけで、現物は見えておりませ
ん。
○中野(四)委員 従つてその報告を見
て進駐軍の方へそれをそのまま報告し
たのでありませうか。青木君のうち

信から議事を進めたのであります。

○深澤委員 十三條の見解は、両議院一致の議決に至らないときは、つまり参議院が七日にするという議決をした、衆議院は十日にするという議決をしたという事で意見が食い違つた場合においては、衆議院の議決に従うという事になるのであります。参議院は七日にも十日にもまだ議決に至っていないのであります。従つて十三條の見解から申しまして、両議院の一致の議決に至っていないのであります。すなわち参議院は議決をしていないのであります。従つてそういう場合においては、十三條の適用はできないという見解を私は持つておるのであります。従つて今後開かれるところの委員会は無効であるということが言えるのであります。つまり参議院においては議決が行われていないという事実があるものでありますから、従つて今後開くところの委員会は無効であるという見解をわれ／＼は持つておるのであります。この点についても一回委員長の見解を承りたいと思つておる次第でございます。

○佐藤委員長 御見解を拜承いたしました。その問題は議院運営委員会を取上ぐべき問題であると考へまして、私は適法にやつておると考へておる次第でございます。

○深澤委員 国会法第十三條によつて、両院の議決が一致しない場合において、衆議院が一方的に議決をするというその議決の仕方は、衆議院規則第二十條によりまして、議長が各常任委員長の見解を徴し、参議院議長と協議した後、議院がこれを議決するということになつておるのであります。そこで委員長は、議長がこの会期の延長の

問題について各常任委員長会を開かれて、その意見を徴され、そしてこのやり方が国会法に基いて適法であるという事の結論として、この会期の延長を決定されたのか。つまり衆議院規則第二十條に基いて、はつきり各常任委員長会を開いて、議長が各常任委員長の意見を聞きまして、これなら適法であるという結論の上に昨夜の衆議院の議決が行われたのかどうか。その間のいきさつを承りたいと思つておる次第でございます。

○佐藤委員長 昨夜のいきさつの詳細は、私はまだ一向存じてないのであります。衆議院の議決に従つて適法に進行しておるものと考へまして、やつておるわけでございます。

以上をもちまして、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案についての参考意見の聴取は終了いたします。参考人の方々におかれましては、本案に關し忌憚のない御意見を開陳してくださいまして、本案審査の上に多大の参考と相なりましたことを、深くお礼申し上げます。

次回は明後二十三日午後一時から開会することにして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

昭和二十七年六月二十八日印刷

昭和二十七年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所